

京 都 大 学 環 境 安 全 保 健 委 員 会 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 環境安全保健担当の理事</p> <p>(2) 環境安全保健機構長 (以下「機構長」という。)</p> <p>(3) 環境安全保健機構副機構長</p> <p>(4) 研究科長 若干名</p> <p>(5) 研究所長 若干名</p> <p>(6) 医学部附属病院長</p> <p>(7) 環境安全保健機構各部門長</p> <p>(8) 人事部長、施設部長及び教育推進・学生支援部長</p> <p>(9) その他機構長が必要と認める者 若干名</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>第3条 (同 左)</p> <p>(1) 環境安全保健担当の理事及び人事担当の理事</p> <p>(2) }</p> <p>(3) }</p> <p>(4) }</p> <p>(5) }</p> <p>(6) } (同 左)</p> <p>(7) }</p> <p>(8) }</p> <p>(9) }</p> <p>2・3 }</p> <p>附 則 (令和4年達示第64号)</p> <p>この規程は、令和4年8月1日から施行し、令和4年7月1日から適用する。</p>